

「沖縄県公式SNSアカウントプロモーション業務」  
に係る委託契約書（案）

沖縄県

## 「沖縄県公式SNSアカウントプロモーション業務」に係る委託契約書

沖縄県知事 玉城康裕（以下「甲」という。）と〇〇〇 〇〇〇（以下「乙」という。）とは、「沖縄県公式SNSアカウントプロモーション業務」について、次の条項により契約を締結する。

### （委託業務）

第1条 甲は沖縄県公式SNSアカウントプロモーション業務（以下「業務」という。）を乙に委託し、乙はこれを受託するものとする。

2 乙は、業務の実施にあたっては、別紙「沖縄県公式SNSアカウントプロモーション業務に係る仕様書」（以下「仕様書」という。）に従い、これを誠実に遂行しなければならない。

3 前項の仕様書に定めのない細部については、甲乙協議して定めるものとする。

### （契約期間）

第2条 この契約の期間は、契約締結日から令和2年3月31日までとする。

2 乙は、契約期間内に委託業務を完了しなければならない。

### （委託料）

第3条 甲は、前条に定める業務につき乙に対し、委託料 円を支払う。

（うち取引に係る消費税額及び地方消費税額は 円）

（注）「取引に係る消費税額および地方消費税額」は、消費税法大28条第1項及び第29条の規程並びに地方税法第72条の82及び第72条の83の規程に基づき算出したもので、契約金額に108分の8を乗じて得た額である。

### （消費税率の改定に伴う留意事項）

第4条 本契約において、契約期間中とにおいて消費税等の率が改定された場合には、甲乙協議の上、改正後の税率により定めるものとする。

### （契約保証金）

第5条 沖縄県財務規則101条第1項の規定に基づき、契約金額の100分の10以上の保証金を納付すること。

ただし、同条第2項の各号のいずれかに該当すると認められる場合は、契約保証金の全部又は一部の納付を免除することができる。

### （再委託の制限）

第6条 乙は、この委託業務の全部の履行を一括又は分割して第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。

2 乙が契約の一部を第三者に委任し、または請け負わせる（以下「再委託」という。）ことができる範囲と諸条件は仕様書に定める。

3 前項に基づき乙が再委託する時は、10日前までに再委託承認申請書を甲に提出すると

ともに、事前に書面による県の承認を得なければならない。但し、仕様書に定める簡易な業務については、この限りでない。

- 4 乙は、再委託先の業務の履行について全責任を迫うものとし、再委託先が甲に損害を与えた場合、その損害を賠償しなければならない。

(委託内容の変更等)

第7条 甲は、必要がある場合は業務の内容の一部を変更し、又はその全部もしくは一部を一時中止することができる。この場合において、委託料の額又は委託期間を変更する必要があるときは、甲乙協議して書面によりこれを定めるものとする。

(委託業務の調査等)

第8条 甲は、必要と認めるときは、乙に対して委託業務の処理状況について調査し、又は報告を求めることができる。

(実績報告等)

第9条 乙は、仕様書に定める成果品（関連する資料を含む。）について、その期限までに甲に納入し、その検査、確認を受けなければならない。

- 2 乙は、業務の完了にあたっては、速やかに最終成果品に実績報告書を添付して甲に納入すること。
- 3 成果品の納入場所は、沖縄県那覇市泉崎1丁目2番2号沖縄県知事公室広報課とする
- 4 乙の提出する成果品の内容に関し、検査、確認の結果、甲が不十分と認めたときは、甲は乙に対し、不十分な部分の補正を求めることができる。この場合においては、乙は自己の負担において速やかに実施しなければならない。

(委託料の支払い方法)

第10条 乙は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に掲げる額を甲の指定する支払い請求書によって請求することができる。

- (1) 契約を締結したとき、契約金額の4割以内の額
- (2) 実績報告書の提出があり、甲の検査に合格したとき、残額

2 甲は、前項の支払請求を受理した場合、その支払請求書が適法なものであると認められるときは、支払請求を受理した日から30日以内に委託料を支払わなければならない。

(本業務を完了できない場合の損害賠償)

第11条 甲は、乙が正当な理由なくして契約期間内に業務を完了できない場合は、遅延賠償金として、納期の翌日から起算し、遅延日数に応じて未済部分の契約代金の額に対し年2.7パーセントの違約金を徴収する。ただし、天災地変など乙の責に因らない場合は、この限りでない。

(権利義務の譲渡)

第12条 乙は、この契約から生ずる権利義務を第三者に委託し、又は担保に供してはならない。

(業務処理責任者)

第13条 乙は、業務の処理について、業務処理責任者を定め、甲に通知するものとする。業務処理責任者を変更した場合も、同様とする。

(秘密の保持)

第14条 乙は、この契約の履行に関し知り得た秘密情報を当該業務以外で使用してはならない。

2 本条の規定はこの契約期間の満了後及び契約解除後も同様とする。

(所有権の移転および危険負担)

第15条 第12条の成果品の所有権は、第12条の検査完了をもって、乙から甲に移転するものとする。

2 前項の規定による所有権の移転前に生じた成果品の棄損または滅失等による損害は、全て乙の負担とする。ただし、当該損害が甲の故意または過失により生じた場合は、この限りではない。

(著作権等)

第16条 乙は、本件に関わるすべての著作権（著作権法第27条及び28条に規定する権利を含む。）を甲に譲渡する。

(契約解除)

第17条 甲は、乙が次の各号の一に該当するときは、この契約を解除することができる。

- (1) 乙が正当な理由なく解約を申し出たとき。
- (2) その責めに帰すべき理由により、委託期間内にこの契約を履行する見込みがないとき。
- (3) その責めに帰すべき理由により、この契約に違反したとき。
- (4) この契約の履行に関し、乙又はその使用人等に不正な行為があったとき。

2 乙は、甲の責めに帰すべき理由により、この契約を履行することができないと認められたときは、この契約を解除することができる。

(契約解除等に係る損害賠償)

第18条 乙は、前条第1項規定により契約が解除されたときは、委託料の100分の10に相当に相当する額の賠償金を甲に支払わなければならない。

2 前条第2項の規定により契約を解除した場合において、乙に損害があるときは、甲はその損害の賠償をしなければならない。

3 乙は、その責めに帰すべき理由により、業務の処理に関し、甲に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。

4 前2項の規定により賠償すべき損害額は、甲乙協議して定めるものとする。

5 業務の処理に関し、第三者に損害を与えたときは、乙の負担においてその賠償をするものとする。ただし、その損害の発生が甲の責めに帰すべき理由による場合は、甲の負担とする。

(暴力団等の排除)

第19条 甲は、次項第1号の意見を聞いた結果、乙が次の各号のいずれかに該当する者（以下「暴力団等」という。）であると判明したときは、特別の事情がある場合を除き、契約を解除するものとする。

- (1) 沖縄県暴力団排除条例（平成23年条例第35号）第2条1号に規定する暴力団
- (2) 沖縄県暴力団排除条例（平成23年条例第35号）第2条2号に規定する暴力団員

2 甲は、必要に応じ、次の各号に掲げる措置を講じることができるものとする。

- (1) 乙が暴力団等であるか否かについて沖縄県警察本部長に意見を聞くこと。
- (2) 前号の意見の聴取により得た情報を、他の契約において暴力団等を排除するための措置を講ずるために利用すること。

3 乙は、この契約の履行にあたり、暴力団等から業務の妨害その他不当な要求を受けたときは、甲にその旨を報告するとともに、警察に届け出て、その捜査等に協力しなければならない。

(協議)

第20条 本契約に定めのない事項については、甲乙協議の上、定めるものとする。

この契約を証するために、本書2通を作成し、当事者記名押印の上、各自その1通を保有するものとする。

令和 年 月 日

甲 沖縄県那覇市泉崎1丁目2番2号  
沖縄県知事 玉城 康裕

乙